

(文中にいふ彼國の加賀なることは、同日附朝倉景連より宛所直江景綱の添狀に、隨而賀州の御出張之事、無御別儀通再三承候。先以簡心候。益前後可然由申入候條、其砌又相違候而者外聞如何思召候哉。といへるを以て知るべし。直江大和守は前に與兵衛といひしものなり。)

十二月十六日。鳳至郡本誓寺宗現等、同郡の一向宗門徒を分ちて四組を定む。

【本誓寺文書】 鳳至郡

一四六九

(編裏書) 永祿八年郡定書

定 □中 組 □

一組十ヶ村 志津浦 五浦 合壹組

一組穴水・南北・山田四ヶ村・諸橋八郷合一組

貳組鳳至・三井・河原田・大澤・南志見・河井・町野十九村

此等分に貳組。以上鳳至郡中四郡に定者也。仍如件。

永祿八年

十二月十六日

黑嶋 觀 德 在判  
穴水 明 證 在判

正月十一日。能登守護畠山氏、隱岐賢廣をして、山城祇園社寶壽院にその守札・牛王等を贈れるを謝せしむ。

永祿九年

丙寅

紀元二二二六

一組ニ一人ツ、寄合時  
可有出對候。無御出方ニ  
ハ路錢ヲ可被出候。  
同 慶 順 在判  
河原田 西 道 在判  
町野 正 誓 在判  
本誓寺 宗 現 在判

【八坂神社文書】 山城

一四七〇

御屋形様の御祈禱御守・牛玉并御檀供致披露候。以御書雖可被仰出候、自舊冬御煩付而、何も無其儀候。從私相意得可申入由候。拙者も相煩候間、不能判形候。更非自由候。恐惶謹言。

正月十一日

賢 廣 奉

祇園執行

寶壽院まいる御坊中

(上書) 祇園執行

隱岐右近大夫

寶壽院まいる御坊中

賢 廣

(異筆) 永祿九

(この文書に御屋形様といふもの、畠山義綱なりや將義隆なりやを知らず。永祿八年三月十一日の條参照。)

二月廿七日。鳳至郡青龍寺の鐘の再鑄成る。

【本念寺鐘銘】 羽咋郡

一四七一

勅定山青龍寺 推鐘一口

諸行無常 是生滅法

生滅々已 寂滅爲樂

右此鐘者去應永卅四年  
明海法印雖被鑄破烈之間、  
賴諸人合力重令新調處也。

施主之男女一々不載之。

當寺衆僧 三崎 毛 須

長對馬守續連長谷部朝臣

阿岸新次郎 同 与一右衛門 上

實 法

同 右近介 上

山田六郎五郎 上

大田主計次官

賀藤三介 上

山田三郎右衛門 上

末代

勸進 聖 吉 田 善 澄 禪 門 内

本願 當 住 賢 弘 法 印 清 秀

妙 通 常 泉 藏 翁 熊 谷

大工 中井神前金右衛門藤原清久

爲妙 祐常空

今度大檀那也。

小工 青見兵右衛門政清 久兵衛

眞 寶 妙 三 澄 覺 妙 清

永祿九年丙寅二月廿七日 敬白

木下快範 妙 珎 道 覺

(この鐘はもと穴水青龍寺に在りたるを、羽咋本念